

大学発ベンチャー起業に係るFAQ

令和8年4月1日版

1. 大学との関係で整理が必要な事項

【兼業関係】

- (1) 役員の兼務は可能か？可能な場合、制限、気を付けるべき点は何か？

兼務とは、教職員と役員（取締役等、以下同じ。）を兼ねることを指すという前提で回答します。

会社法上、他の職業に就いていても、会社の役員に就任することは制限されません。したがって、役員の兼務は可能です。

ただし、教職員には、職務専念義務があり（教職員就業規則 26 条 1 項）、原則として他の職を兼ねることは禁止されています。教職員が役員を兼ねる場合には、教職員兼業規程、営利企業の役員兼業及び自営の兼業に関する取扱い規程の許可基準を満たし、また、事前に総長の許可を得る必要があります。

（参考）国立大学法人大阪大学教職員への兼業依頼について

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/research/diverse/kengyo>

- (2) 教職員をしながら発起人になることは可能か？可能な場合、制限、気を付けるべき点は何か？

可能です。ただし、発起人になろうとする場合は、総長の許可までは不要ですが、所属長の許可が必要となります。なお、発起人については2(1)もご参照ください。

- (3) 教職員をしながら自身が開与するベンチャー企業の株主になることは可能か？可能な場合、制限、気を付けるべき点は何か？

可能です。なお、自身がベンチャー企業の役員である場合で、新株予約権で報酬を得る場合は、その旨を兼業依頼状（兼業許可申請書・許可書）に記載する必要があります。

【利益相反関係】

- (4) 自身が役員となるベンチャー企業との利益相反で気を付けるべき点は何か？

役員は、会社法上、株式会社に対する忠実義務が課され、自社の利益を第一に考える必要があります。他方で、教職員は、大学の利益と相反する行為を行うことはできません（教職員就業規則 26 条 2 項）。

したがって、兼業は認められた範囲内で行うようにし、教職員としての責務に支障が出ないようにご注意ください。

また、例えばベンチャー企業と大学が契約する等、ベンチャー企業の利益と大学の利益が相反する可能性がある場合には、取引の必要性、相手先選定の公正

性、取引条件の妥当性の説明が必要となり、そのための体制構築等、教職員及びベンチャー企業の役員、それぞれの立場に立った利益相反マネジメントを行うことが必要です。

なお、大学との関係では、利益相反マネジメント規程や利益相反マネジメントガイドラインに基づく自己申告が必要になります。

(参考) 利益相反マネジメント関係規程、資料等

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/research/policy/coi/coi_8

(5) 自身に対するベンチャー企業からの報酬はどのように決めればよいか？

ベンチャー企業の役員は、ベンチャー企業から、役員として報酬を受け取る場合があります。

役員の報酬は、ベンチャー企業の株主総会で株主の承認を受ける必要があることから、資金元（出資するVCがいる場合には、そのVCを含む）の意見等も考慮して、株主の承認を受けることができる範囲で、決定する必要があります。具体的な額は、ケースバイケースですが、制限はありません。会社が持続できる範囲内で決定すれば良いと考えます。

なお、報酬の有無に関わらず利益相反のマネジメントは必要です。

【権利関係の調整】

(6) 研究シーズ発案者は、必ず発起人になる必要はあるのか？

研究シーズの発案者が必ずしも、発起人になる必要はありませんが、大学発ベンチャーにおいては、研究シーズの発案者が発起人となり、研究の社会実装を進めていくことが多いです。

また、ベンチャー企業の視点に立つと、今後も研究シーズ発案者のサポートを必要とする場合には、研究シーズ発案者に会社の株主になってもらった方が望ましい場合もあることから、会社設立後に、株主となる発起人の中に研究シーズ発案者を含めておく方が、スムーズな場合が多いと考えられます。

(7) 起業したベンチャー企業と大学との共同研究は可能か？可能な場合、気を付けるべき点は何か？

起業したベンチャー企業と大学との共同研究は可能です。

共同研究契約の締結にあたり、教職員が、ベンチャー企業で株主になっている場合や、役員になっている場合等は利益相反上のリスクがあるので（会社にとって有利な契約が大学にとって不利な契約となる等）、教職員は、利益相反相談室に確認した上で、共同研究契約の条件や、研究成果の公表及び権利の帰属に関してベンチャー企業側を優遇していると思われることのないよう、当該教職員が契約プロセスに関与しないなどの注意が必要です。また、教員自身が、共同研究については大学教員の立場でのみ関与し、兼業との切り分けを明確にするよう適正な管理が必要です。

- (8) 起業したベンチャー企業において、大学が保有する知的財産権を利用することは可能か？可能な場合、気を付けるべき点は何か？

起業したベンチャー企業で大学が保有する知的財産権を利用することは可能です。ただし、大学保有の知的財産権を利用する場合には、実施許諾を受ける等大学との権利関係の整理が必要になります。

大学の権利の有無に関わらず、事業化の際の知的財産権の取り扱いについては、第三者の権利を侵害しないこと、及び、自社の権利を保護できているかが重要となります。

2. 起業関係

- (1) 発起人とは何か？

会社の設立にあたり、資本金の出資等設立に必要な手続を行う人です。設立時には定款の作成などが必要であり、会社の重要事項についても発起人が決定します。

- (2) 発起人と株主との関係は？

発起人は、会社設立にあたり、出資して、設立する会社の株式を取得することになります。そのため、発起人は、会社設立後に、会社の株主となります。

- (3) 発起人間（株主間）での何らかの契約は必要か？

株主間で何らかの契約を締結することは法律上必要ではありません。しかし、将来の紛争に備え、株主間契約の締結をお勧めします。

ベンチャー企業では、複数の株主がそれぞれ取締役就任して共同でベンチャー企業を運営することが多いです。起業当初は問題がなくとも、会社の経営にあたって、意見の相違などが発生し、ある株主兼取締役が、取締役を辞任し、会社の運営から外れることも想定されます。その場合、会社経営に無関係な人がベンチャー企業の大株主のまま存在することとなります。

ベンチャー企業にとって、会社経営に無関係な人が大株主として経営に口出しすることは好ましいことではなく、最悪の場合には会社運営に支障が生じ、会社を維持すること自体が難しくなることも考えられます。そのような状況を回避するために、大株主が経営から離れた場合には、その株主が保有する株式について、他の経営者である株主に譲渡することを約束するような株主間契約を事前に締結することをお勧めします。

発起人間で株主間契約を締結した後に、外部の投資家などから投資を受ける場合には、事後的な解釈等の争いを防ぐため、発起人間（株主間）の契約の内容と、投資者株主との間の株主間契約の矛盾がないよう確認をすることも重要です。

- (4) ベンチャー企業設立にあたって必要な手続きは何か？

法務局に会社の設立登記が必要です。設立登記のためには、出資金の払込みや定款作成が必要となります。

また、学内の手続きとして、発起人及び取締役となる場合には所属長（発起人）または総長（取締役）からの許可が必要です。詳しくは共創機構イノベーション戦略部門ベンチャー・事業化支援室（VB室）にお問い合わせください。

(5) 起業時の発起人にならずに遅れて株主に参加することは可能か？

会社設立後に株主として参加することも可能です。具体的には、発起人（株主）から株式の譲渡を受ける方法や、第三者割当増資により出資する方法があります。

(6) 登記場所によるメリットデメリットはあるのか？

会社の設立は、会社の本店の所在地によって登記場所が異なります。例えば、会社の本店を大阪市に置いた場合には、設立登記は大阪法務局で行います。一方、会社の本店を吹田市や豊中市に置いた場合には、設立登記は、大阪法務局北大阪支局で行うこととなります。登記場所によるメリットデメリットは基本的にはありませんが、地方公共団体から補助金等を受ける場合には、本店の所在地が要件となることがあります。なお、学内ではテクノアライアンスC棟を登記場所とすることができます。手続き等の詳細は、VB室にお問い合わせください。

(7) 学内設備をベンチャー企業の事業に使ってもよいのか？

ベンチャー企業は、一民間企業ですので、大学の設備を使うことは原則としてできません。ただし、共同研究目的の範囲内においては使用可能なため、その場合には、大学との共同研究契約等を締結の上、使用することができます。なお、大学の設備を使用して営業生産することはできません。

(8) 事業パートナーとの契約書は必要なのか？口約束でもよいのか？

口約束でも契約は成立します。しかし、後日契約の成立及び契約の内容が当事者間で争いとなった場合には、口約束による契約は、その成立や合意内容を証明することが困難です。そのため、将来紛争になった場合でも契約の成立や内容を証明できる文書等による契約をお勧めします。

3. 弁護士相談

(1) 支援対象者は誰か？

大阪大学の教職員（非常勤職員を含む）及び大阪大学の学生です。

(2) 産学法務支援室の制度による弁護士対応は、どの範囲の相談までお願いできる

のか？また、どのタイミングで相談をすればよいか？

産学法務支援室の弁護士の無料相談は、大阪大学の教職員及び大阪大学の学生が設立するベンチャー企業の起業に関連する相談を、その対象としています。産学法務支援室への相談や弁護士への相談は、早めにしていただくことをお勧めしますので、一度産学法務支援室にご相談ください。

なお、事業計画や資金調達の段階でも、権利関係において整理が必要な状況についてアドバイスをさせていただくことが可能です。必要に応じて、他の関連部署と連携をしながら支援させていただくこともあります。

(3) ベンチャー企業設立後、弁護士の顧問契約は必要か？

顧問契約は必ずしも必要ではありません。気軽に相談を行うため、顧問契約を締結するという選択肢もありますが、弁護士によるサポートが必要となった場合にその都度依頼することも可能です。

(4) 弁護士への相談料や顧問契約料はいくらくらいか？

弁護士によるため、依頼しようとしている弁護士にご確認ください。

(5) 弁護士に相談・依頼した方がよいことは何か？

大学発ベンチャーは、共同研究、資金調達など様々な活動を行います。共同研究を行う場合には、知財戦略も踏まえた共同研究契約を締結する必要があります。資金調達では、株主間契約や投資契約等が必要となります。このような契約の作成等について、弁護士にご相談いただければ、契約の解釈によるトラブル発生の予防策についてアドバイスさせていただくなど、ベンチャーの運営に有意義であると考えています。

また、大学発ベンチャーは、上記の契約に加え、秘密保持契約や労働契約等の様々な契約を締結する必要があり、契約を締結する必要がある場面では相談いただくのが良いと思います。なお、各種契約書の雛形などがWEB上で無償配布などがされている事例もよくみられます。しかし、個別の事情を考慮した契約書が必要なため、専門知識に基づかない独自の判断で修正し、契約を締結することは避けるべきと考えます。

なお、依頼の時期としては、契約書案が出てきてからの相談ではなく、共同研究や資金調達等、検討を始めた段階から相談するのが一般的には望ましいです。出てきた契約書のチェックではなく、どのような契約にすることが望まれるのか、という前段階から相談いただくと、より適切な条件設定が可能となります。

(6) どうやって弁護士を探せばよいか？

産学法務支援室にご相談ください。